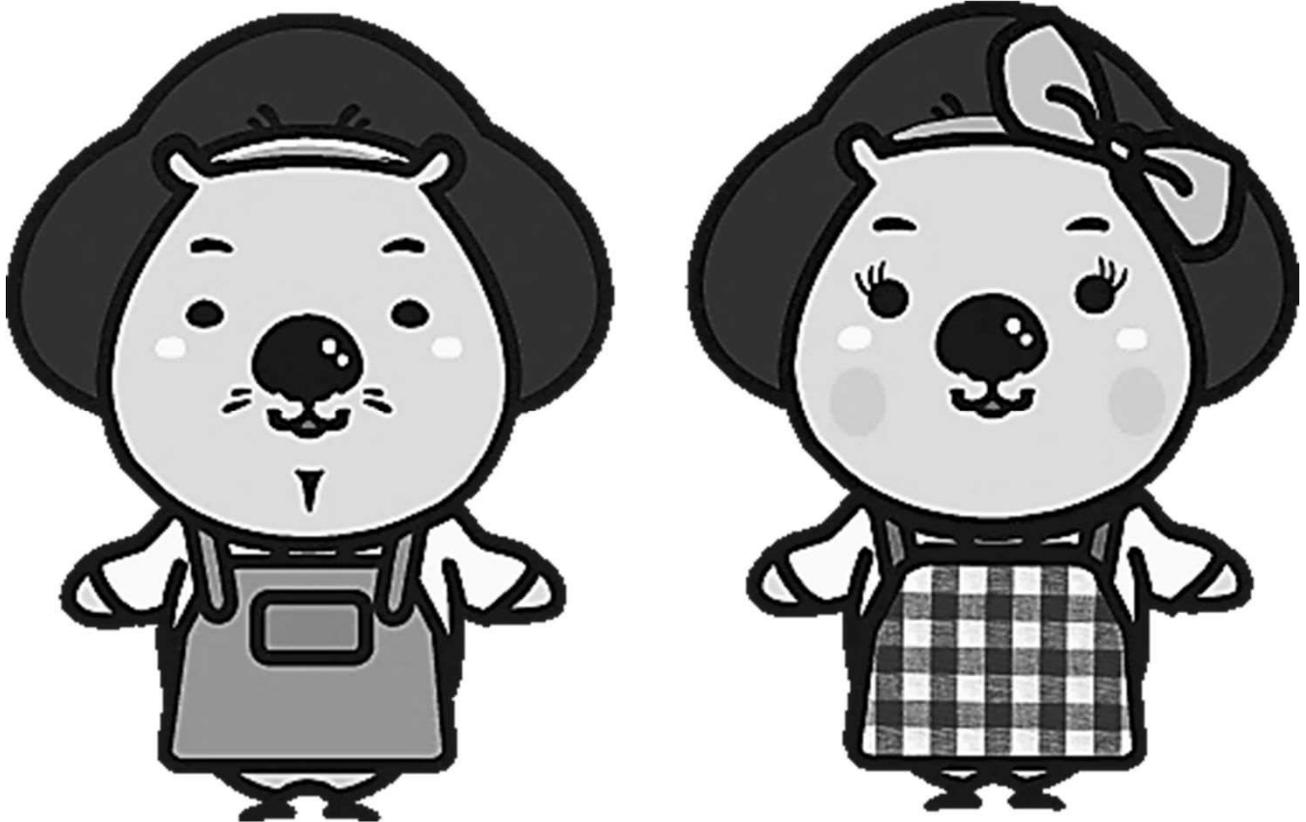


池田市行財政改革 推進プランⅢ

令和元(2019)年度 最終報告



令和2年10月
池田市

目 次

| | |
|----------------------------|----------|
| はじめに | 1 |
| I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要 | 2 |
| 1 策定の趣旨 | 2 |
| 2 改革期間 | 2 |
| 3 改革の推進事項（4つの施策と12項目） | 2 |
| 4 改革の目標 | 2 |

| | |
|------------------------------------|----------|
| II 令和元年度最終報告 | 3 |
| 1 目標に係る各種数値の推移 | 3 |
| 2 中期目標に係る数値の推移 | 4 |
| 3 令和元年度末時点における取組状況 | 5 |
| 4 池田市行財政改革推進委員会による審議結果：「意見書」の作成と提出 | 24 |

| | |
|-------|----|
| 参考資料1 | 25 |
| 参考資料2 | 27 |
| 用語解説 | 30 |

はじめに

本市では、池田市総合計画に定める「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の実現のため、平成23年に行財政改革の基本的な方向性を定める「池田市行財政改革指針（以下「指針」）」を策定、また4年間ごとに指針に基づく具体的な実施プログラムを定めた行財政改革推進プランを作成し取り組んでまいりました。

平成31年3月に策定した「池田市行財政改革推進プランⅢ（以下「プランⅢ」）」においては、経費や職員数の削減を中心とした「量の行財政改革」及び、市政運営の質を高める「質の行財政改革」に加え、新たに「効率的で持続的な視点に立ったまちの活性化」及び「わかりやすさの視点の徹底」に重点を置き、初年度にあたる令和元年度は、保育所入所選考事務へのAI技術の活用、税の多様な納付方法の提供及び市債権の適正管理、旧細河小学校の跡地活用など、各部が主体的に効率的で効果的な市政運営の実現に努めました。

その結果、令和元年度決算は黒字となり、平成24年度決算から経常収支比率が8年連続で100%を下回りましたが、その一方で、少子高齢化に伴う義務的経費の増加や、インフラ設備を含む公共施設等の老朽化への対応、さらには新型コロナウイルス感染症に伴う税収への影響など、本市財政が依然として予断を許さない状況にあることも確かです。

そのため、令和2年度以降においても将来に向けて安定的かつ効率的な市政運営を行う体制づくりにこれまで以上に取組み、プランⅢの目標達成に向け、引き続き行財政改革を断行してまいります。

そして、豊かな自然や良好な住環境など、池田のよさを活かしたまちづくりの実現のために、全職員が心を一つにして、よりスピード感を持って前進する市政運営を行ってまいります。今後とも皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和2年10月

池田市長 富田 裕樹

I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

1 策定の趣旨

本市では、「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の構築を念頭に、「池田市行財政改革指針」、「池田市行財政改革推進プラン」及び「池田市行財政改革推進プランⅡ」を策定し、量と質の両面からのアプローチにより行財政改革を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後の社会情勢及び財政状況を考慮すると、より効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革を推進する必要があることから、令和4年度までを改革期間とする「池田市行財政改革推進プランⅢ」（以下「プランⅢ」といいます。）を平成31年3月に策定しました。このプランⅢに基づき、これまで以上に厳格な進行管理のもと着実に行財政改革の取組を遂行し、安定的な市政運営を可能とする行財政基盤の確立に取り組みます。

2 改革期間

令和元（2019）年度～令和4（2022）年度

3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）

（1）開かれた市政の推進

- ①市民参画の推進
- ②広報機能の充実
- ③広聴機能の充実
- ④情報公開などの充実

（2）健全な行財政運営の推進

- ①行政の効率性と財政の健全化の確保
- ②歳入※の確保
- ③活力ある組織づくりと適正な人事管理

（3）広域行政の推進

- ①他市町との連携の強化
- ②国や府との協力関係の強化と役割分担

（4）情報通信技術の活用

- ①情報システムの機能強化
- ②行政情報の活用の高度化
- ③情報セキュリティ対策の高度化

4 改革の目標

（1）改革期間における目標（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）

- ①財政調整基金※残高 令和4年度末20億円以上
- ②経常収支比率※ 90%台
- ③実働職員数※（一般会計※） 600人程度
- ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革※」の推進（職場環境の整備）

（2）中期目標（平成27（2015）年度～令和4（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん※をせず形式収支※黒字化）

II 令和元年度最終報告

令和元年度最終報告は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までを対象期間として、期間中の行財政改革の取組や成果について報告するものです。

1 目標に係る各種数値の推移

(1) 財政調整基金※残高(各年度末)の推移 (単位：百万円)

| | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 実績 | 5,348 | 5,250 | — | — | — |

(2) 経常収支比率※の推移 (単位：%)

| | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 実績 | 94.7 | 93.4 | — | — | — |
| (参考) | 全国 市町村平均 | 93.0 | — | — | — |
| | 大阪府内 市町村平均 | 96.9 | — | — | — |

令和元年度の数値は速報値。

<参考>健全化判断比率 (単位：%)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 令和元年度 | — | — | 4.7 | — |
| 早期健全化基準 | 12.33 | 17.33 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | — |

令和元年度の数値は速報値。

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」を表示しています。

(3) 一般会計※実働職員数※(各年4月1日)の推移 (単位：人)

| | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 一般会計職員数 | 604 | 604 | 597 | — | — |
| 実働職員数 | 588 | 585 | 578 | — | — |
| 療養休暇取得 職員数 | 1 | 1 | 1 | — | — |
| 産前産後・育児 休暇取得職員数 | 11 | 14 | 13 | — | — |
| 退職者数 | 4 | 4 | 5 | — | — |

<参考>類似団体※との普通会計※職員数（各年4月1日）の比較

（単位：人）

| 区 分 | | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-----------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 池田市 | 普通会計 職員数 | 603 | 603 | 596 | — | — |
| | 人口1万人 当たり 普通会計 職員数 | 58.23 | 58.17 | — | — | — |
| 類似団体 | 普通会計 職員数 | 734 | 732 | — | — | — |
| | 人口1万人 当たり 普通会計 職員数 | 59.84 | 60.00 | — | — | — |

普通会計職員数は地方公共団体定員管理調査結果によります。

一般会計職員数との差1人は、後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員により生じたものです。

(4)「働き方改革」※の推進（職場環境の整備）

- 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

令和2年度に導入される会計年度任用職員※制度の適正な運用に向けて、勤務条件の整備を行うとともに、組織として最適と考える任用、勤務形態による人員構成の実現を図りました。

- 新型コロナウイルス感染症に伴う勤務体制の整備

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特別休暇の取得、勤務時間の弾力運用及び週休日の振替等の勤務体制の整備を行いました。

2 中期目標に係る数値の推移

形式収支※の推移

（単位：百万円）

| | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 実 績 | 238 | 507 | — | — | — |
| 臨時財源補てん※ 額を除いた場合 | △166 | 34 | — | — | — |

<参考>臨時財源補てん※額

（単位：百万円）

| | 平成30年度 (参考) | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 土地売却 | 4 | 273 | — | — | — |
| 基金取崩し | 400 | 200 | — | — | — |
| 計 | 404 | 473 | — | — | — |

土地売却は、財源補てん分のみを記載しています。

基金取崩しは、財政調整基金に係るもののみを記載しています。

3 令和元年度末時点における取組状況

注1 重点欄の☆印は、プランⅢの改革期間における重点取組項目であることを表す。

注2 新規欄の★印は、プランⅢの改革期間における新規取組項目であることを表す。

注3 達成状況欄の○印は、令和元年度の実施目標を達成したことを表す。

注4 令和元年度の取組実施欄の〔 〕内の数値は、効果額（単位：千円、千円未満切り捨て）を表す。

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|----|--|--|--|------|----|
| 1 開かれた市政の推進 | | | | | | | | | |
| (1) 市民参画の推進 | | | | | | | | | |
| ① 協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。 | | | | | | | | | |
| | | | | ☆ | 市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討【秘書・広報課】 | 企画・編集委託業者の作業配分と誌面構成を見直す。 | 計画的な広報誌発行が行えるよう、委託業者と編集スケジュールを見直した。 | ○ | |
| | | | | ☆ | ★ 産官学民の連携による地域課題の解決【政策企画課】 | 市内の高校生を対象にして、本市の諸課題をテーマにしたまちづくりワークショップを大阪大学と連携し、開催する。令和元年度はトライアルで、府立池田高校の生徒を対象としたワークショップを行う。 | 高校生を対象としたフューチャー・デザイン※ワークショップを行うにあたり、ファシリテーター※養成とテーマ設定について確認するためにプレワークショップを1月に開催した。 市内の高校生を対象に参加者を募り、府立池田高校、府立園芸高校の生徒15名が参加し、「池田のまちとわたしの未来を考えるフューチャー・デザイン※ワークショップ」を開催した。 | ○ | |
| | | | | | 外国人のための保育サービス付日本語教室をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】 | 【木曜日】 10時～11時30分。保育あり 【土曜日】 10時～11時30分。保育なし | 安定的な運営ができ、参加者は増加している。外国人市民のニーズに応えることができた。 【木曜日】 開催回数：40回 延べ参加者数：《日本語サロン》 ボランティア461名、学習者616名、《保育》ボランティア118名、子ども319名。 【土曜日】開催回数：29回 延べ参加者数：ボランティア111人、学習者405人 | ○ | |
| | | | | ★ | 外国にルーツをもつ子ども向けの学習支援をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】 | 土曜日の10時～11時40分（第2土曜日は除く）に開催する。 | 日本語が母語ではない小・中学生へ、日本語学習支援の場、および居場所を提供することができた。 延べ参加者：293名。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|---|--|---|------|---|
| | | | | ★ | 外国人市民を主体にした多文化共生イベントの実施【人権・文化国際課】 | アジア文化交流イベント「いけまるフェスタ」及び、多文化講座を開催する。 | 外国人市民と地域の市民が交流できる、いけまるフェスタ（参加者数300人）、文化講座（3回開催、参加者数36人）、IMC交流会（参加者数50人）を開催し、多文化共生のまちづくりに寄与した。 | ○ | |
| | | | | ★ | 東京オリンピック開催に伴う市内企業や各種団体などの市民参画の推進【生涯学習推進課】 | ロシアバレーボールチーム、フランスウィルチェアラグビーチームのホストタウンであることを周知する。 | ロシアの児童との交流事業（参加者25名）、パラスポーツフェスタ（参加者127名）を開催した。 | ○ | 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となったため、国等の動向を注視しながら令和3年度に向けて更なる機運の醸成を図り、市民参画を推進する。 |
| ② 各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 防災講座開催による、市民の防災意識向上と防災活動に係る参画の推進【危機管理課】 | 防災講座を年3回開催し、市民の防災意識の向上に努める。 | 11月、12月、1月に防災講座を3回実施し、災害時における自助意識の向上が図られた。 | ○ | |
| | | | | | 各種審議会のメンバーの公募【各部署】 | 適宜、委員の公募を実施する。 | 行財政改革推進委員会委員の公募を行った。 | ○ | |
| (2) 広報機能の充実 | | | | | | | | | |
| ① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 「広報いけだ」の内容の充実【秘書・広報課】 | 月1回の安定的な発行及び、市民にとって見やすく手に取りやすいデザインを創意工夫していく。 | 子どもたちや若い世代の方にも興味をもってもらえるよう、五月山動物園の動物紹介の連載を実施した。また、より見やすい誌面づくりのため、書体や誌面デザインを見直した。 | ○ | |
| | | | | | 「グラフいけだ※」の内容の充実【秘書・広報課】 | 特集ページを掲載し、転入者が楽しめる企画を立案する。 | 市制80周年記念企画「いま」と「むかし」を掲載し、10,000部を発行し、転入者への情報発信を行った。 | ○ | 次回発行は令和3年度予定。 |
| | | | | | 「暮らしの便利帳※」の官民協働による改定【秘書・広報課】 | 編集に際し、組織再編を見越した記事内容の変更を取りまとめる。 | 組織再編を加味し、誌面作成の準備を行った。 | ○ | 令和2年10月発行に向けて調整を行う。 |
| | | | | | 「池田市統計書」の概要版の作成【広聴文書課】 | 令和元年度版統計書の概要版を作成する。 | 概要版作成に必要な資料を収集した。掲示板へ掲載し、広く周知した。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|-------------------------------------|----|-------|----|----|---|--------------------------------------|--|------|--|
| | | | | ★ | 行政防災無線の整備による広報機能の充実【危機管理課】 | 避難情報・気象情報だけでなく、夕方の定時メロディや防犯情報にも活用 | 気象警報、訓練情報、選挙公報、防犯情報、新型コロナウイルスの広報等の、市民の生活に関する情報にも活用した。また平日毎17時に「夕焼け小焼け」をメロディ放送した。 | ○ | |
| ② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。 | | | | | | | | | |
| | | | ☆ | | SNS※の更なる活用による広報活動の推進【秘書・広報課】 | より戦略的に情報発信できるよう、SNS※の運用方針策定について検討する。 | より高頻度の情報発信ができるよう運用方法を見直し、情報発信を行った。 | ○ | |
| | | | | | ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信【秘書・広報課】 | ホームページリニューアル業務の公募型プロポーザルを実施する。 | 公募型プロポーザルを実施した。 | ○ | 令和3年2月のホームページリニューアルに向けて、職員の見解を取り入れながらページを作成していく。 |
| | | | ☆ | | Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信【空港・観光課】 | 池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。 | 61件の池田市に関する投稿を行った。継続的な情報発信によりフォロワーが大幅に増え（対前年比2,889人増加）、年度末時点でのフォロワーは5,715人。 | ○ | |
| | | | | | ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信【子ども・若者政策課】 | 恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。 | ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。新規ユーザー数増加（前年度比+47.43%）及び年間アクセス数増加（前年度比+38.26%）した。 | ○ | |
| | | | | | 「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上【発達支援課】 | 市民の登録及び活用の向上を図る。 | 学校園にチラシ配布を行うなど周知活動を実施し、一定の登録者増（昨年度比306名増）を得て、年度末時点で登録者数1,018名。 | ○ | |
| | | | | ★ | 消防Facebookページによる情報発信【消防本部予防課】 | 消防に関する情報を50回以上発信する。 | 消防に関する情報を75件発信した。Facebookの活用によりリアルタイムでの発信が可能となった。 | ○ | |
| | | | ☆ | | 「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信【教育政策課】 | Facebookフォロワーの増加を目指す。 | ふくまる教志塾※の取組を発信した。現塾生及び卒塾生が新規フォロワーとなり、年度末時点でのフォロワーは、目標20名に対し26名。 | ○ | 令和2年度にFacebookフォロワー30名をめざす。 |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|-----------------------------------|--|---|------|---|
| ③ 地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 「まちづくり出前講座※」の充実【秘書・広報課】 | 出前講座メニューの見直しを行う。 | 19件の出前講座を実施するとともに、出前講座メニューの見直しを行った。 | ○ | |
| ④ マスメディアを活用し、市のPRを積極的に行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 報道機関への記事提供【秘書・広報課】 | 市政情報やイベント情報を豊中記者クラブへ発信する。 | 約140件の情報提供及び記者会見を1回行い、情報発信に寄与した。 | ○ | |
| | | | | ★ | 観光大使※によるPRの実施【空港・観光課】 | 観光大使※に、精力的に池田市をPRしてもらうよう促す。 | 11月のガンバ大阪池田市民応援イベントにてステージ出演をしていただいた。3月末時点で13組の著名人に務めていただいております、SNS※でも池田市の魅力を発信していただいている。 | ○ | |
| ⑤ 子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 「声の広報※」の作成・充実【秘書・広報課】 | 音声版広報いけだを声の図書へ委託し、配布する。また、市ホームページでも掲載する。 | 毎月1回「声の広報※」を発行し、CD版を10人に配布し、視覚障がい者に対するの広報活動の充実を図った。 | ○ | |
| | | | | | 転入外国人向けに「多言語版生活ガイド※」の発行【人権・文化国際課】 | 隔年発行のため、発行予定なし。 | 同左。 | ○ | 令和2年度に改定される「暮らしの便利帳※2020」を多言語へ翻訳し、転入外国人市民へ配布する。 |
| | | | | | 外国人市民向けに「池田くらしの情報※」を発行【人権・文化国際課】 | 隔月で6回発行する。 | 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の計5言語へ翻訳し、隔月で発行した。今年度より、従来のふりがな付き日本語ではなく、やさしい日本語による発行を行うことで、翻訳ではカバーできない外国人への情報提供を行うことができた。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|----|--------------------------------|---|--|------|----|
| (3) 広聴機能の充実 | | | | | | | | | |
| ① 市民と市長の直接対話の場の充実に努める。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 市民と市長の直接対話の場の充実【各部署】 | 適宜実施する。 | 11地域で市長タウンミーティングを開催するなど、地域ごとに市長と市民が直接対話できる機会を設けた。 | ○ | |
| ② 市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施【広聴文書課】 | 相談件数の多寡でなく、一つ一つの問合せに対し、誠実かつ適切な質の高い対応を行う。 | 要望179件、苦情71件、意見問合わせ1,455件、照会・問合せ1,667件、陳情・要望書8件。相談者を担当者に引き継ぐ際、手戻りのないように、また相談者に同じ内容を何度も説明させることのないよう努めた。 | ○ | |
| ③ 一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 法律相談など市民ニーズに応じた専門相談の実施【広聴文書課】 | 法律相談49回、司法書士相談34回、行政書士相談12回、土地家屋調査士相談12回、大学生による法律相談5回、宅地建物取引士相談11回 | 左記の計画どおり専門相談を実施し、法律相談321件、司法書士相談192件、行政書士相談32件、土地家屋調査士相談21件、大学生による法律相談4件、宅地建物取引士相談32件の相談があった。多種多様化する市民の相談を聞き、適切なアドバイスを行った。 | ○ | |
| (4) 情報公開などの充実 | | | | | | | | | |
| ① 開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 行政情報コーナーの充実【広聴文書課】 | 行政情報コーナーが行政文書にかかる情報公開の場として機能するよう、池田市情報公開条例に基づく情報公開目録の整備（3か月毎の更新）や展示資料の整理に努める。 | 情報公開目録は3か月毎に更新した。なお令和元年度の情報公開件数110、個人情報開示件数58件、審査請求件数0件を適切に対応し、市政に関する市民の知る権利を保障した。 | ○ | |
| | | | | | 審議会などの会議の公開の推進【広聴文書課】 | 情報公開の精神に則り、審議会等の会議の開催及び公開状況を調査・公表する。 | 審議会等は、会議及び会議資料を行政情報コーナーにおいて1年間閲覧に供するとともに、市サイト等情報提供に努めた。池田市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき平成30年度の審議会等の開催状況一覧表を作成し公表した。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|--|--|--|------|---|
| ② パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。 | | | | | | | | | |
| | | | | | パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保【各部署】 | 池田市パブリックコメント手続※要綱に基づき、パブリックコメント手続※の対象となる計画等の案の趣旨、内容等を広く公表するなど、適切なパブリックコメントの実施に努める。 | 8件のパブリックコメントを実施し、計画案等を広く周知するとともに、23名から45件の意見を得た。 | ○ | |
| | | | | | 市民意識調査の実施【各部署】 | 適宜、市民意識調査を実施する。 | 実績なし。 | | 第7次池田市総合計画策定に向け、令和2年度中に実施予定。 |
| 2 健全な行財政運営の推進 | | | | | | | | | |
| (1) 行政の効率性と財政の健全化の確保 | | | | | | | | | |
| ① 地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 「地域分権フォーラム」の開催などによる地域分権制度※の周知【地域分権・協働課】 | 地域分権活動発表会を開催する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 | | 市長と地域の人たちとの意見交換会を行い、制度の見直しに取り組んでいるところ。令和2年度は活動発表会を開催予定。 |
| | | | | | 地域分権制度※の市民意識調査の実施【地域分権・協働課】 | 令和2年度以降の実施について検討する。 | 実績なし。 | | 令和2年度に実施する、第7次池田市総合計画策定に向けた市民意識調査と合わせて実施予定。 |
| | | | | | 市民ニーズに応じた提案事業の実施【地域分権・協働課】 | 各地域コミュニティ推進協議会から提案のあった205事業（予算総額94,330千円）を順次実施する。 | 予定通り地域からの提案である205事業を実施し、きめ細やかな、住民満足度の高いサービスの提供を行うことができた。 | ○ | 令和2年度以降も地域の人たちとの意見交換を行い、地域分権制度の見直しに取り組む。 |
| | | | | | 地域分権推進基金の活用【地域分権・協働課】 | 地域コミュニティ推進協議会の合計で、12,379千円の積立、5,460千円の取崩しを行う。 | 年度当初予定どおり、積立及び取崩を実施し、単年度の提案額では実施不能な、中長期的な事業の実施が可能となった。 | ○ | 令和2年度以降も地域の人たちとの意見交換を行い、地域分権制度の見直しに取り組む。 |
| ② 抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | ★ | AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上【総務課】 | RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を行う。 | 窓口関係の申請書類の読取についてAI-OCRのトライアルを行い、効果の検証と課題の抽出を行った。 | ○ | 今後も先事例収集を行いながら、本市において効率的な事務処理を行えるシステムの導入を検討する。 |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|----|---|---|--|------|--------------------------------------|
| | | | | | 阪神高速道路大気観測維持管理事業の見直し【環境政策課】 | 周辺地域の大气汚染状況や、近隣自治体における監視状況の取りまとめを行う。 | 周辺地域の大气汚染状況や、近隣自治体における監視状況の取りまとめを行った。 | ○ | |
| | | | | | ごみ排出量の削減【環境政策課】 | ごみ排出量の削減に向け、「池田市一般廃棄物処理基本計画」及び「池田市新環境基本計画」に基づき、各種施策を実施していくとともに、リサイクル率の向上に努める。 | 3Rに関する環境教育、ごみゼロの日や美化事業の実施など、ごみ排出量の削減に向けた各種施策を実施した。また北摂各市町村や事業者とのレジ袋削減に関する協定に基づき、市民向けのマイバック持参促進キャンペーンを実施した。計画の基準年度(平成20年度)と比較し2,922トンのごみを削減した。 | ○ | |
| | | | ☆ | | 家庭ごみ収集業務の委託拡充【業務センター】 | 可燃ごみ1地区の民間委託を実施する。 | 指名競争入札により委託事業者を決定した。〔6,591〕 | ○ | |
| | | | ☆ | ★ | クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討【クリーンセンター】 | 受託事業者の決定など、民間委託に向けた準備を行う。 | 受託事業者を選定した。〔6,988〕 | ○ | |
| | | | | ★ | 認定こども園の園児の情報管理、職員の勤怠管理に係るシステム導入による事務処理の効率化【幼児保育課】 | 児童の登降園状況を保育システムで管理する。 | 保育システムを導入し、運用を実施し、児童の登降園情報のシステム管理による事務の省力化及びデータ活用等が図れた。 | ○ | |
| | | | ☆ | ★ | AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化【幼児保育課】 | 選考所要時間を短縮し、人件費相当額を50%削減する。また、令和2年4月入所分の選考結果通知を、例年より1ヶ月早期化する。 | AI※システムを稼働した。導入初年度であるためチェック作業等に時間を要したため、人件費相当額の削減には至らなかったものの、令和2年4月入所分の選考結果通知について3週間の早期化を達成した。また今後さらなる事務効率化を図るため、帳票読み取り(OCR)と自動入力(RPA※)に係るシステムも構築した。 | ○ | |
| | | | | ★ | 新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止【保健給食課】 | 新学校給食センター建設工事を実施する。 | 建設工事に着手した。 | ○ | 現学校給食センターの解体時期及び今後の敷地利用について合わせて検討する。 |
| <p>③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについては、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。</p> | | | | | | | | | |
| | | | ☆ | ★ | 指定管理者※に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討【行財政改革推進課】 | 指定管理者※制度を含めた公民連携の導入に係るガイドラインを整備する。 | 指定管理者※に係るガイドライン(案)を作成した。民間企業と「ICT※を活用した持続可能な公共施設の管理」に関する基本協定を締結するなど、公民連携に関する事業を推進した。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|---|--|---|------|---|
| | | | | ★ | 猪名川緑地、テニスコート、五月山緑地の次期指定管理者※選定による効率的かつ効果的な公の施設※の運用【公園みどり課】 | 指定管理者※の公募、選定を行う。 | 既に指定管理者※制度導入済みの五月山緑地、池田城跡公園、スポーツ施設に加え、新たに都市公園についてグルーピングを行い、各施設毎の指定管理者※を決定した。 | ○ | 令和2年4月から、決定した指定管理者※による管理運営を開始する。 |
| | | | ☆ | | 家庭ごみ収集業務の委託拡充（再掲）【業務センター】 | 可燃ごみ1地区の民間委託を実施する。 | 指名競争入札により委託事業者を決定した。〔6,591〕 | ○ | |
| | | | ☆ | ★ | クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討（再掲）【クリーンセンター】 | 受託事業者の決定など、民間委託に向けた準備を行う。 | 受託事業者を選定した。〔6,988〕 | ○ | |
| | | | ☆ | | 五月丘保育所の移転・民営化【子ども・若者政策課】【幼児保育課】 | 平成31年4月より民営化するとともに、令和2年4月の新施設移転に向けて、民営化事業者が移転先の施設整備を行う。また引継ぎ状況の確認等のため、適宜、三者協議会（市、民営化事業者及び保護者で構成）を開催する。 | 平成31年4月より民営化し、令和2年4月の新施設移転のため民営化事業者が移転先の施設整備を行った。また引継ぎ状況の確認等を目的に定期的な訪問指導に努めた。〔39,320〕 | ○ | 令和2年4月より認定こども園五月丘こども園を開園する。また同年度中に三者協議会（市、民営化事業者及び保護者で構成）を開催予定。 |
| | | | | | 市立駐車場管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【まちづくり・交通課】 | 指定管理者※制度導入のため、指定管理者※の指定を行う。 | 予定通り指定管理者※制度を導入しても、引続き多額な共益費の負担を要する等市におけるメリットが低いことから、他の運営体制についても検討する。 | | 令和2年度中に方向性を決定する。 |
| | | | ☆ | | 市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【まちづくり・交通課】 | 指定管理者※制度導入のため、指定管理者※の指定を行う。 | 指定管理者※の募集、選定及び指定を実施した。 | ○ | 令和2年4月1日より指定管理者※による市営住宅の管理を開始する。 |
| | | | | ★ | 学校給食センターの運営の民間委託の検討【保健給食課】 | 新学校給食センターの円滑な運営を行うため、委託事業者と協議を行う。 | 工事の進捗に合わせ、委託事業者と業務内容、開始時期等について協議を行った。 | ○ | |
| | | | ☆ | ★ | 分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討【図書館】 | 指定管理者※制度等を導入した場合の費用対効果、図書館サービスの質についての検証を行う。 | 指定管理者※制度等を導入した場合の費用を算出した。 | | 指定管理者※制度導入の可否については、引き続き検証を行う。 |
| ④ 施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う | | | | | | | | | |
| | | | | ★ | 旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用検討【危機管理課】 | 防災備蓄倉庫を建築する。 | 旧細河小学校の解体工事、造成工事及び防災備蓄倉庫の建築を行い3月に完成した。新型コロナウイルス感染症等に伴う大量のマスク等の受入にも大いに貢献している。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の実績 | 達成状況 | 備考 |
|----|----|-------|----|----|---|--|---|------|--|
| | | | ☆ | | 共同利用施設※の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進【行財政改革推進課】 | 公共施設等マネジメント指針の策定・公表、石橋地域拠点施設・池田地域交流センターの設計業務、天神会館解体・北豊島分団詰所建築。 | 公共施設等マネジメント指針の策定し、市ホームページにて公表した。石橋地域拠点施設・池田地域交流センターの設計業務、天神会館解体、北豊島分団詰所建築は完了した。〔1,432〕 | ○ | |
| | | | | ★ | 個別施設計画※の策定と公共施設等総合管理計画※の更新【行財政改革推進課】 | 公共施設等適正管理推進事業債を活用する施設について個別施設計画※を策定し、また全庁的な個別施設計画策定に関する説明会を実施する。 | 公共施設等適正管理推進事業債を活用する施設について個別施設計画※を策定し、施設所管課に個別施設計画策定の目的・経緯・手法・今後のスケジュールについて説明した。 | ○ | 令和2年度中に本市の全ての公共施設の個別施設計画※を策定・公表する。 |
| | | | ☆ | ★ | 敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備【高齢・福祉総務課】 | 再編整備に必要な土地の測量・境界確定などを実施する。 | 土地の所有者である社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と交渉し、土地の買収に向けた下交渉を行ったが、周辺施設の整備計画について一部見直しがあったため、予定していた測量・境界確定・分筆などは行っていない。 | | スケジュールを1年後ろ倒し、買収する一部土地の測量・境界確定・分筆などを実施し、買収を実施する。 |
| | | | | ★ | 立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上【まちづくり・交通課】 | 各種誘導施策の進行管理、阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画※の変更（公園用地の見直し）を行う。 | 公園用地の見直しに伴い阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画※の変更を行った。また国庫補助制度の創設に伴い、阪急池田駅周辺地区及び阪急石橋駅周辺地区都市再生整備計画の変更協議を行った。 | ○ | |
| | | | | ★ | 都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備【公園みどり課/まちづくり・交通課】 | 公園用地を取得する。 | 阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画※の変更を行うとともに、公園予定地の地権者との交渉を行い、用地を取得した。 | ○ | 公園用地の既存建物等の解体工事を行うとともに、公園の開設に向け、公園整備の実施設計を行う。 |
| | | | ☆ | ★ | 低区配水池※の跡地活用の検討【水道工務課】 | 既設構造物の撤去、造成工事、耐震性貯水槽の設置、防災備蓄倉庫の工事着手を行う。 | 既設構造物撤去を完了し、造成工事に着手、耐震性貯水槽設置を完了した。また防災備蓄倉庫新築工事の発注・契約及び防災備蓄倉庫新築工事監理業務の発注・契約を行った。 | ○ | 令和2年10月末の竣工に向け作業を進める。 |
| | | | | ★ | 浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討【浄水課】 | 今後の水需要の減少に対し、施設更新時期や広域化の動向を踏まえ、ダウンサイジングを検討する。 | 広域化の動向を確認した。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|--|---|--|------|---|
| | | | | ★ | 池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討【下水処理場】 | 大阪府、豊中市と協議し、原田処理場※の統合の調整を図る。 | 統合についての打ち合わせを2回実施した。大阪府も、将来的には広域化が必要な戦略であることは確認したが、統合にあたり「原田処理場※の処理能力増設工事に多額の費用が必要となり、他の施設の改修費用を圧迫するため、現時点での統合は行わない。」との見解が大阪府より示された。 | | 今後も、国や大阪府の動向に注視し、概ね20年後の大阪府が策定する上位計画策定時に、再度検討をしていく。 |
| | | | | ★ | 長寿命化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討【公園みどり課】 | ESCO事業※等、事業スキームの検討を行う。 | 修繕計画等に基づき事業スキームを決定し、事業費の財源を確保することができた。 | ○ | 令和2年度にプロポーザル方式でESCO事業者を公募し、決定する。 |
| | | | ☆ | ★ | 学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【総務・学務課】 | 学校施設の長寿命化計画を策定する。 | 各学校施設の構造躯体の健全性及び躯体以外の劣化状況・今後の維持更新コストの把握など、施設情報の整理に着手した。 | ○ | 令和2年度中に計画の策定完了を予定している。 |
| | | | | ★ | 新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の利活用促進【保健給食課】 | 新学校給食センターで使用する食材を検討する。 | 新学校給食センターで使用する食材や使用量について検討を行った。 | ○ | 新学校給食センター稼働までに使用案を決定する。 |
| ⑤ 予算における企画立案（plan）→実施（do）→評価（check）→企画立案への反映（action）のサイクルを確立し、効率的な行政を行う | | | | | | | | | |
| | | | | | 決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討【行財政改革推進課】 | 市長・副市長ヒアリングの実施についてその実効性を高めるべく、新たな手法で実施するための検討を行う。 | 中・長期的な視野で、施策や事務事業、事務執行の手法や組織体制、意思決定過程等の見直しに至るまで再精査し、改善案を示す「行政資源最適化提案（第1次見直し）」を全庁的に行い、120件の提案があった。また第2次事業見直しに向けて準備を行った。 | ○ | |
| | | | | | 決算に係る事務事業評価※の実施【行財政改革推進課】 | みんなでつくるまちの基本条例に基づき、平成30年度実施事業に対する事務事業評価※を実施し、その結果を公表する。本市の行政評価が一層有意義なものとなるよう新たな手法を検討する。 | 一部の対象外事業を除く全514事業を対象に事務事業評価※を実施し、結果を公表した。また実施計画と連動及び各課の事務負担を軽減するため、事務事業評価シートの様式の見直しを行った。 | ○ | |
| ⑥ 公営企業改革 | | | | | | | | | |
| | | | | | 水道料金と下水道使用料の見直しの検討【上下水道部経営企画課】 | 水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。 | 内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|--|---|---|------|---|
| | | | ☆ | ★ | 低区配水池※の跡地活用の検討（再掲）【水道工務課】 | 既設構造物の撤去、造成工事、耐震性貯水槽の設置、防災備蓄倉庫の工事着手を行う。 | 既設構造物撤去を完了し、造成工事に着手、耐震性貯水槽設置を完了した。また防災備蓄倉庫新築工事の発注・契約及び防災備蓄倉庫新築工事監理業務の発注・契約を行った。 | ○ | 令和2年10月末の竣工に向け作業を進める。 |
| | | | | ★ | 浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討（再掲）【浄水課】 | 今後の水需要の減少に対し、施設更新時期や広域化の動向を踏まえ、ダウンサイジングを検討する。 | 広域化の動向を確認した。 | ○ | |
| | | | | ★ | 下水処理施設の運用見直し【水質管理課】 | 薬品使用量の低減を目指し、消毒剤の注入による放流水質と消毒効果の相関データを確立するため、実験計画を検討する。令和元年度は予備実験を行い、検証計画の確立を図る。 | 検証計画について前倒しで確立し、令和2年2月よりデータ取得を進めた。2月・3月の検証の結果、「晴天日」については放流水質と消毒効果の相関を見いだせないことが判明したため相関式は設定せず、放流水の残留塩素濃度から注入率を決定する「フィードバック方式」で検討していくことに変更した。 | ○ | プランⅢに未掲載の取組。 |
| | | | | ★ | 池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討（再掲）【下水処理場】 | 大阪府、豊中市と協議し、原田処理場※の統合の調整を図る。 | 統合についての打ち合わせを2回実施した。大阪府も、将来的には広域化が必要な戦略であることは確認したが、統合にあたり「原田処理場※の処理能力増設工事に多額の費用が必要となり、他の施設の改修費用を圧迫するため、現時点での統合は行わない。」との見解が大阪府より示された。 | | 今後も、国や大阪府の動向に注視し、概ね20年後の大阪府が策定する上位計画策定時に、再度検討をしていく。 |
| | | | ☆ | ★ | 診療機能の向上による収支状況の改善【市立池田病院経営企画室】 | 積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。 | 救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医からの紹介患者を増やす働きかけといった継続的な取り組みにより、新入院患者数や手術件数などが増加し、診療機能の充実による診療単価の上昇と相まって、入院収益、外来収益ともに前年度より増加した。〔627,881〕 | ○ | |
| (2) 歳入※の確保 | | | | | | | | | |
| ① 高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化を図り、徴収額の増加と徴収率の向上を図る。 | | | | | | | | | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|----|----|-------|----|----|--------------------------------------|--|---|------|---------------------------------|
| | | | ☆ | ★ | 多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上【納税課】 | 地方税共通納税システムの円滑な導入、スマートフォンアプリによる納付及びクレジットカードによる納付環境整備等の検討を行う。 | 地方税共通納税システムの認定委託事業者（通信業者）選定及び導入を実施した。スマートフォンアプリ（PayB※）による納付を運用開始し、口座振替登録の簡便化及びクレジットカード納付に関する業者ヒアリング等の調査研究を行い、利便性の向上を図った。 | ○ | |
| | | | | | 現年徴収率※向上と納期内納付の定着【納税課】 | 現年度滞納者へ滞納の早期解消の手段として、督促状の発布時にショートメッセージ送信による納付勧奨を重ねて実施するなどし、現年徴収率※99.20%を目指す。 | 個人住民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の現年滞納者へ2,474件のショートメッセージを送信した。現年徴収率※は99.30%となった。〔2,959〕 | ○ | |
| | | | | | 滞納管理システム※の更新による事務処理の効率化【納税課】 | 令和2年度のシステム更新に向けて検討を行う。 | 税基幹システム系業者のセミナーに参加し情報収集を行い、関係各課とともに更新に向けての検討を行った。令和元年度末の合計徴収率は97.42%となり、昨年度末の合計徴収率を0.43ポイント上回った。 | ○ | 令和2年10月より滞納管理システム※の更新及び運用を開始予定。 |
| | | | | | 弁護士（任期付短時間勤務職員※）による滞納整理の推進【債権回収センター】 | 市税及び国民健康保険料の高額滞納案件について納付折衝・滞納処分を実施する。また、市全般の債権債務に関する相談を受け、助言・指導を行う。 | 高額滞納事案（市税57件、国民健康保険料10件）について折衝・滞納処分を行い高い成果を上げた。債権債務に関する16事案について担当課からの相談を受け、法的見地から解釈・方針等回答を行った。収納対策連絡会議に出席し構成員からの質問への回答を行った。〔効果額は「債権管理条例に基づく市債権の適正管理」の効果額の内数〕 | ○ | |
| | | | | | 債権管理条例※に基づく市債権の適正管理【債権回収センター】 | 債権管理条例に基づいた適正な債権管理実現のための情報や様式の提供と全庁的な徴収率の向上を図る。 | 収納対策推進本部会議・同連絡会議を開催した。強制徴収公債権の納付折衝と滞納処分及び非強制徴収債権の滞納整理を進めた。平成31年度中に放棄を行った債権について、4月市議会において報告を実施した。また、債権管理条例の規定に基づき各徴収担当課が実施した債権放棄に対し助言・協力するとともに、そのとりまとめを行った。〔225,763〕 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|----|---|--|---|------|----|
| ② 庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるノウハウの向上に努める。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所等との徴収業務の連携【納税課】 | 債権回収センターとの協議、事案に応じ庁内、税務署及び府税事務所等との連携を図る。 | 高額事案及び長年に亘る事案につき、債権回収センターとの業務のすみ分けの協議を実施した。府税事務所依頼の自動車税納期周知へ協力（ポスター掲示等）を行い、税務署と連携し滞納処分を実施した。令和元年度末の合計徴収率は97.42%となり昨年度末より0.43ポイント上回った。 | ○ | |
| | | | ★ | | 徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣【債権回収センター】 | 大阪府域地方税徴収機構との併任職員が得た折衝技術と新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収業務に取り入れ、徴収技術の向上を図る。 | 職員1名を併任し派遣した。大阪府域地方税徴収機構※に市税及び国民健康保険料の滞納事案113件の徴収引継を実施。併任職員が滞納整理を行い、滞納金の徴収を図った。〔効果額は「債権管理条例に基づく市債権の適正管理」の効果額の内数〕 | ○ | |
| | | | | | 債権管理条例※に基づく市債権の適正管理（再掲）【債権回収センター】 | 債権管理条例に基づいた適正な債権管理実現のための情報や様式の提供と全庁的な徴収率の向上を図る。 | 収納対策推進本部会議・同連絡会議を開催した。強制徴収公債権の納付折衝と滞納処分及び非強制徴収債権の滞納整理を進めた。平成31年度中に放棄を行った債権について、4月市議会において報告を実施した。また、債権管理条例の規定に基づき各徴収担当課が実施した債権放棄に対し助言・協力するとともに、そのとりまとめを行った。〔225,763〕 | ○ | |
| ③ 使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえるようなPRに努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。 | | | | | | | | | |
| | | | ★ | | 消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討【行財政改革推進課】 | 消費税増税、その他の社会動向を見据えつつ、各使用料・手数料について見直しの検討を行う。 | 利用料金制を採用する公共施設の使用料について、消費税率の変更を反映する改訂がなされた。また、それ以外の施設の使用料について、減価償却を含まない場合の使用料の試算を行った。 | ○ | |
| | | | | | 水道料金及び下水道使用料の見直しの検討（再掲）【上下水道部経営企画室】 | 水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。 | 内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|----|--|---|--|------|---|
| ④ ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入※の確保を図る。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 新たな税外収入確保スキームの検討【行財政改革推進課】 | 税外収入の事例を収集し、本市での導入可能性について検討する。 | 新たに整備予定の公共施設へデジタルサイネージ導入による広告料収入の確保について検討した。全庁的に歳入確保策の照会を2回実施し、全国における歳入確保事例収集も行った。 | ○ | |
| | | | | | 市有財産の活用と未利用土地等の売却【総務課】 | 活用または売却可能な物件が出れば、随時処理していく。 | 売却可能な物件を2件適切に処理した。〔265,416〕 | ○ | |
| | | | | | 法定外公共物※（里道・水路など）の払下申請に基づく売却【総務課】 | 売却可能な物件が出れば、随時処理していく。 | 売却可能な物件を9件適切に処理した。〔7,423〕 | ○ | |
| | | | | ★ | ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集【地域活性化課】 | 寄附金 200,000,000円。 | 寄附金112,318,144円。高額寄付が減少したため未達成となった。なお、令和元年5月の総務省告示のふるさと納税の地場産品基準変更に伴い、「インスタントラーメン詰め合わせ」の提供が不可になったが、地場産品基準に適合した形にリニューアルし、3月より提供を再開した。〔80,037〕 | | 寄附受付システムの改修を行い、返礼品受付のさらなるスムーズ化を図るほか、魅力ある返礼品の発掘・開発をし、さらなる収益の増をめざす。 |
| | ☆ | | | ★ | 診療機能の向上による収支状況の改善（再掲）【市立池田病院経営企画室】 | 積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。 | 救急搬送患者の積極的な受け入れや、かかりつけ医からの紹介患者を増やす働きかけといった継続的な取り組みにより、新入院患者数や手術件数などが増加し、診療機能の充実による診療単価の上昇と相まって、入院収益、外来収益ともに前年度より増加した。〔627,881〕 | ○ | |
| | | | | ★ | 自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討【各部署】 | 行政財産目的外使用の許可及び使用料の徴収を行う。 | 申請に応じて目的外使用許可を行い、使用料を徴収した。〔1,134〕 | ○ | |
| (3) 活力ある組織づくりと適正な人事管理 | | | | | | | | | |
| ① 市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり（職員の数と配置の適正化）を行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | ★ | 多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上【人事課】 | 会計年度任用職員※制度の導入へ向け、関係条例を9月議会に上程し、可決を得る。 | 関係条例を9月議会に上程し、可決を得た。 | ○ | 新制度の施行に伴い、問題点が出てきていることから、待遇改善の観点及び各種制度の適正化を図るとともに、運用面においてスムーズに処理できる体制を構築する。 |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|--|----|-------|----|----|-------------------------------------|--|--|------|----|
| | | | | | 市民ニーズや行政課題に応じた組織編制の実施【行財政改革推進課】 | 現行体制における各部署の課題の抽出とその解決のために有効な組織編制を検討する。 | 市長交代に伴い、新体制における政策を推進する体制を構築するため、令和2年度当初組織改正に向けて各部署への意見聴取、組織案の作成、議会対応、事務分掌条例の改正、要綱改正等必要な事務手続を行った。 | ○ | |
| ② 研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上【人事課】 | 階層別研修を実施する。また、いけだウォンバット塾を企画し実施する。 | 新規採用職員・新任副主幹・新任課長・技能職対象研修を実施した。幅広い分野を取り上げたいけだウォンバット塾を計12回開催した。その他各研修機（JAMP,JIAM,マッセOSAKA 他）に延72名派遣（eラーニング受講を含む）、地方公務員海外派遣プログラムに1名派遣し、職員の視野を広げ、スキルの向上につなげることができた。 | ○ | |
| ③ 人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 人事評価制度の充実と人事管理への活用【人事課】 | 人事評価システムを活用した人事評価を実施。合わせてサブシステム（部下による上司のマネジメント能力チェック等）の下期実施を目指す。 | 人事評価を継続して実施し、評価結果を勤勉手当等に反映した。人事評価制度について各部で説明を行うとともに制度に関する意見聴取を行い、また、引き続き人事評価制度研究会を開催し、今後の検討事案について意見交換・協議した。制度への意見を踏まえ、研究会での協議を経て下期よりサブシステムを実施した。 | ○ | |
| 3 広域行政の推進 | | | | | | | | | |
| (1) 他市町との連携の強化 | | | | | | | | | |
| ① 大阪府市長会、北摂市長会※や豊能地区市長・町長連絡会議※などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 北摂市長会※における共通課題の調査・検討【政策企画課】 | 北摂7市で連携し、大阪府施策に対する要望や運営にかかわる項目について議論していく。また、8月の総会まで幹事市として会議運営等を行う。 | 幹事市として事務担当者会を2回行い、8月に総会を開催した。また、幹事市の事務引継後の事務担当者会において、大阪府政に対する要望について議論を行った。11月には知事懇談会が開催され、大阪府施策に対する要望を提出した。 | ○ | |
| | | | | | 豊能地区市長・町長連絡会議※における共通課題の調査・検討【政策企画課】 | 豊能地区3市2町の共通課題について、調査・検討を進める。 | 事務担当者会を2回行い、7月に総会を開催した。また広域PRについて検討を行った。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|--|--|--|------|--------------------------------------|
| ② 府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）における広域連携による効率的な事務処理【政策企画課】 | 共同処理を行うとともに、2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理事務に係る情報共有や調整、懸念事項について検討する。 | 8月に2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理事務マニュアル作成に向けて検討を行った。また、共同処理事務の懸念事項等について、2市2町で随時情報を共有した。 | ○ | |
| | | | | | 3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区広域観光推進協議会※による事業の実施【空港・観光課】 | 豊能地区（3市2町）の広域的地域をPRする。 | 構成市町間で当協議会の在り方について見解の相違があったため実績なし。協議の結果、令和2年3月に箕面市が脱退し、令和2年度より2市2町で協議会を運営していく。 | | もう一度事業計画を練り直し、豊能地区（2市2町）の広域的地域をPRする。 |
| | | ☆ | | | 豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討【消防本部総務課】 | 豊中市とは年2回消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討する。また、より良い人材確保のため、8月に豊中市と合同採用説明会を実施する。更に、近隣市と指令業務共同運用検討会を立ち上げ、さらなる連携に向けて検討する。 | 11月に消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討した。また豊中市との合同採用説明会に関しては8月に実施した。近隣市との指令業務共同運用検討会に関しては会議を重ね、「指令業務共同運用検討会報告書」をまとめた。 | ○ | |
| (2) 国や府との協力関係の強化 | | | | | | | | | |
| ① 国や府の広域行政支援施策の活用を進める。 | | | | | | | | | |
| | | | | ★ | 徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣（再掲）【債権回収センター】 | 大阪府域地方税徴収機構との併任職員が得た折衝技術と新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収業務に取り入れ、徴収技術の向上を図る。 | 職員1名を併任し派遣した。大阪府域地方税徴収機構※に市税及び国民健康保険料の滞納事案113件の徴収引継を実施。併任職員が滞納整理を行い、滞納金の徴収を図った。〔効果額は「債権管理条例に基づく市債権の適正管理」の効果額の内数〕 | ○ | |
| ② 各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 「大阪発“地方分権改革”ビジョン※改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討【政策企画課】 | 権限移譲※事務を処理するとともに、未移譲事務の取り扱いや懸念事項等について、随時対応する。 | 権限移譲※事務を処理するとともに、権限移譲※事務の申出期間に、未移譲事務の取り扱いについて検討した。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|--|--|---|------|---|
| | | | | ★ | 池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討【各部署】 | 池田保健所の移転先である、保健福祉総合センターの改修工事設計を行う。 | 保健福祉総合センターの構造検討を実施したが、池田保健所の移転が見直しとなり、保健福祉総合センターの改修が不要となったため、予定していた改修工事設計を行わなかった。 | | 令和2年度以降、保健福祉総合センター改修事業を廃止する。 |
| | | | | ★ | 都市計画法施行条例※の制定による事務処理の効率化【審査指導課】 | 市街化調整区域における開発許可等について、定型的な処理が可能なものは、開発審査会での審議を経ずに許可できるように条例を改正する。 | 5月1日より改正条例を施行し、事務処理を効率化した。市街化調整区域における開発許可等申請の処理期間が開発審査会に付議する場合は、約3カ月かかるところ、条例を制定したことにより約1カ月で許可することができる。 | ○ | |
| 4 情報通信技術の活用 | | | | | | | | | |
| (1) 情報システムの機能強化 | | | | | | | | | |
| ① 電子申請、電子入札など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。 | | | | | | | | | |
| | | | | | スポーツ施設予約案内システムの運用【総務課】 | スポーツ施設予約案内システムの安定稼働に努める。 | 安定した稼働および効率的な運用を行うよう努めた。 | ○ | |
| | | | | | ホームページからの電子申請サービスの充実【総務課】 | 周辺自治体等の電子申請導入状況を注視するとともに、本市の現行の手続きの状況に鑑み、各種手続きの電子化の可否を検討する。 | 各種手続きについて電子化及び、すでに電子化されている手続きの利便性向上について検討した。 | ○ | |
| ② 統合型GIS※の多機能化に努める。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 統合型GIS※を活用した市政情報の発信の検討【総務課】 | 統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを実施する。 | システムとして活用できる業務の洗い出しを実施した。 | ○ | |
| ③ 窓口業務にかかるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。 | | | | | | | | | |
| | | | | ★ | AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上（再掲）【総務課】 | RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を行う。 | 窓口関係の申請書類の読取についてAI-OCRのトライアルを行い、効果の検証と課題の抽出を行った。 | ○ | 今後も先行事例収集を行いながら、本市において効率的な事務処理を行えるシステムの導入を検討する。 |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の実績 | 達成状況 | 備考 |
|---|----|-------|----|----|---|--|--|------|--|
| | | | | | 母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上【健康増進課】 | 母子健康管理システム※に、母子保健事業の実施結果をデータ入力する。 | 毎月の母子保健事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査等）の健診結果等の入力を行った。また令和元年度にシステム改修を行った。 | ○ | |
| | | | ☆ | ★ | AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化（再掲）【幼児保育課】 | 選考所要時間を短縮し、人件費相当額を50%削減する。また、令和2年4月入所分の選考結果通知を、例年より1ヶ月早期化する。 | AI※システムを稼働した。導入初年度であるためチェック作業等に時間を要したため、人件費相当額の削減には至らなかったものの、令和2年4月入所分の選考結果通知について3週間の早期化を達成した。また今後さらなる事務効率化を図るため、帳票読み取り（OCR）と自動入力（RPA※）に係るシステムも構築した。 | ○ | |
| ④住民基本台帳などにかかる基幹系システム※、市組織内を網羅する内部情報系システム※の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 各システムの効率的な運用と次期住民情報システム※の検討、選定、構築【総務課】 | 新基幹系システムの安定稼働及び総合福祉システムの更新を完了する。 | 新基幹系システム及び新総合福祉システムの更新を終え、安定稼働に努めた。平成30年度実施した基幹系システムの更新により、委託料が削減された。〔48,700〕 | ○ | |
| (2) 行政情報の活用の高度化 | | | | | | | | | |
| ① 市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する。 | | | | | | | | | |
| | | | ☆ | | SNS※の更なる活用による広報活動の推進（再掲）【秘書・広報課】 | より戦略的に情報発信できるよう、SNS※の運用方針策定について検討する。 | より高頻度の情報発信ができるよう運用方法を見直し、情報発信を行った。 | ○ | |
| | | | | | ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信（再掲）【秘書・広報課】 | ホームページリニューアル業務の公募型プロポーザルを実施する。 | 公募型プロポーザルを実施した。 | ○ | 令和3年2月のホームページリニューアルに向けて、職員の見取り入れながらページを作成していく。 |
| | | | ☆ | ★ | Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信（再掲）【空港・観光課】 | 池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。 | 61件の池田市に関する投稿を行った。継続的な情報発信によりフォロワーが大幅に増え（対前年比2,889人増加）、年度末時点でのフォロワーは5,715人。 | ○ | |
| | | | | | 消防Facebookページによる情報発信（再掲）【消防本部予防課】 | 消防に関する情報を50回以上発信する。 | 消防に関する情報を75件発信した。Facebookの活用によりリアルタイムでの発信が可能となった。 | ○ | |

| 施策 | 項目 | プログラム | 重点 | 新規 | 取組内容【担当課】 | 令和元年度の実施目標 | 令和元年度の取組実績 | 達成状況 | 備考 |
|------------------------------------|----|-------|----|----|---|--|--|------|-----------------------------|
| | | | ☆ | | 「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信（再掲）【教育政策課】 | Facebookフォロワーの増加を目指す。 | ふくまる教志塾※の取組を発信した。現塾生及び卒業生が新規フォロワーとなり、年度末時点でのフォロワーは、目標20名に対し26名。 | ○ | 令和2年度にFacebookフォロワー30名をめざす。 |
| | | | | | ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信（再掲）【子ども・若者政策課】 | 恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。 | ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信した。新規ユーザー数増加（前年度比+47.43%）及び年間アクセス数増加（前年度比+38.26%）した。 | ○ | |
| | | | | | 「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上（再掲）【発達支援課】 | 市民の登録及び活用の向上を図る。 | 学校園にチラシ配布を行うなど周知活動を実施し、一定の登録者増（昨年度比306名増）を得て、年度末時点で登録者数1,018名。 | ○ | |
| (3) 情報セキュリティ対策の高度化 | | | | | | | | | |
| ① 本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 情報システム運用基準の整備【総務課】 | 社会保障・税番号制度の運用や他官公庁におけるセキュリティインシデント等の社会情勢に鑑み、池田市セキュリティポリシーの周知を行い運用体制の整備を行う。 | 職員向けの研修及びセキュリティニュースの配信による意識啓発を行い、情報セキュリティポリシーの周知徹底に努めた。 | ○ | |
| ② 情報セキュリティ監査※やセキュリティ研修を持続的に実施する。 | | | | | | | | | |
| | | | | | 住民基本台帳ネットワークや公的個人認証※に係る内部監査の実施【総務課】 | 監査・自己点検を実施するとともに、研修をはじめとした啓発活動を行うことで、職員のセキュリティに対する意識の向上を狙い、本市のネットワークセキュリティをより強固なものにする。 | 4月に新規採用職員28人向けのセキュリティ研修を、5月に内部監査を実施し、職員の意識向上を図った。 | ○ | |

4 池田市行財政改革推進委員会による審議結果：「意見書」の作成と提出

本市の行財政改革について調査審議するための附属機関である池田市行財政改革推進委員会（学識経験者や公募市民等で構成）に対し、令和元年度におけるプランⅢの取組状況に関する意見依頼を行った。

〔意見依頼書〕

| | |
|---|--|
| <p>池田市行財政改革推進委員会 会長 中川 幾郎 様</p> | <p>池 行 革 発 第 2 号 令 和 2 年 9 月 1 日</p> <p>池田市長 富田 裕樹</p> |
| <p>令和元年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する意見依頼書</p> | |
| <p>本市の行財政改革の推進に当たり、令和元年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する ことについて貴委員会の意見を求めます。</p> | |

これに対し、池田市行財政改革推進委員会が令和2年9月1日、同年10月1日の計2回の審議を経て作成・提出された「意見書」は次のとおりである。

〔意見書〕

| | |
|---|--|
| <p>池田市長 富田 裕樹 様</p> | <p>令和2年10月1日</p> <p>池田市行財政改革推進委員会 会長 中川 幾郎</p> |
| <p>令和元年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関する意見書</p> | |
| <p>令和2年9月1日付け池行革発第2号により本委員会に意見を求められた「令和元年度における池田市行財政改革推進プランⅢの取組状況に関すること」その他について、下記のとおり意見を提出いたします。</p> | |
| <p>記</p> | |
| <p>(1) 改革の目標の達成状況について 各数値目標について令和元年度は概ね達成しており、着実に行財政改革を推進したことは評価できる。一方でプランⅢからの新たな目標である「働き方改革の推進」について、現在行っている定性的な評価以外にも定量的な効果の測り方を検討し、職員一人ひとりにとっての働き方改革が達成されたかどうかを検証いただきたい。</p> | |
| <p>(2) 取組状況の記載について 個々の取組についても概ね達成できており評価できる。さらに次の段階として、対外的に説明可能な数値を可能な限り用いた、具体的な実施目標を設定し、また取組によってどういったアウトカム（達成成果）を得られたか、という視点で評価を行うための目標設定及び評価指標に関する難問の解決の手口を探ってもらいたい。</p> | |
| <p>(3) 今後の行財政改革について 各数値目標に対し順調に推移している状況にあるものの、プランⅢの改革期間においては、公共施設の保全・更新など大型の投資的事業の実施が見込まれ、また新型コロナウイルス感染症の影響等も想定されることから、引き続き財政的に予断の許されない状況にある。 そのような状況下においては、これまで以上にプランⅢの取組を徹底して推進し、透明性を確保したコストの下げ方を検討することのみならず、働きやすい職場環境づくりや資源の再配分といった、効率の上げ方や生産性の高め方についても様々な視点から議論を行う必要がある。 また公の施設における指定管理者制度導入の適否の判断に当たっては、数多くの先行事例を踏まえつつ、当該公の施設の特徴や実情に応じて十分に検討することを要望するに加え、市の指定管理者制度運用指針へ反映する等、適切な制度運用に努められたい。</p> | |

参考資料 1

効果額の測定方法について

効果額の測定方法について

プランⅢにおける効果額は、以下の原則に基づき、測定を行うものとします。

効果額は、取組実施前の年度の決算額を基準として、毎年度決算額との対比により測定します。

(1) 歳出※削減について

① 事業を縮小した場合

効果額 = 「縮小前の実施経費」と「縮小後の実施経費」との差額

例. 令和 2(2020)年度令和 3(2021)年度に、事業を段階的に縮小した場合

| 縮小前 | 縮小後① | 縮小後② | 縮小後③ |
|---|---|---|---|
| 実施経費 1,500万円 (*) うち 人件費 1,200万円 | 効果額① 500万円 | 効果額① 500万円 | 効果額① 500万円 |
| | 実施経費 1,000万円 (*) うち 人件費 900万円 | 効果額② 200万円 | 効果額② 200万円 |
| | | 実施経費 800万円 (*) うち 人件費 600万円 | 実施経費 800万円 (*) うち 人件費 600万円 |
| R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) |

② 事業を委託した場合

効果額 = 「委託前の実施経費」と「委託後の実施経費」との差額

例. 令和 2(2020)年度から事業の全てを委託した場合

| 委託前 | 委託後 | 委託後 | 委託後 |
|---|--------------|--------------|--------------|
| 実施経費 1,500万円 (*) うち 人件費 1,200万円 | 効果額 700万円 | 効果額 700万円 | 効果額 700万円 |
| | 委託料 800万円 | 委託料 800万円 | 委託料 800万円 |
| R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) |

③ 施設や事業を廃止した場合

効果額 = 廃止前の施設の管理経費や事業の実施経費

例. 令和元(2019)年度末で施設廃止し、翌年度以降管理経費ゼロの場合

| 廃止前 | 廃止後 | 廃止後 | 廃止後 |
|---|----------------|----------------|----------------|
| 管理経費 1,500万円 (*) うち 人件費 1,200万円 | 効果額 1,500万円 | 効果額 1,500万円 | 効果額 1,500万円 |
| | | | |
| R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) |

(*) 人件費については、実際にかかった人件費ではなく、正規職員、再任用職員※、非常勤職員などの各区分について、各年度の人件費の平均単価を用いて算出します。

(2) 歳入[※]確保について

① 使用料や手数料を見直した場合

ア 効果額 = 見直し額に、実際の件数を掛けた額

または

イ 効果額 = 「見直し後の歳入[※]額」と「見直し前の歳入[※]額」との差額（*）

（*）料金体系などが複数の区分に分かれており、見直し内容が複雑な場合は、各年度の歳入[※]額を比較し、その差額を効果額として算出します。

アの場合の例

平成 31(2019)年 4月 1 日に証明書発行手数料を 200 円から 300 円へ増額（100 円）し、証明書を令和元(2019)年度に 500 枚発行した場合

【効果額】

令和元(2019)年度：1 通あたりの効果額 100 円×発行枚数 500 枚
=50,000 円

② 新たな歳入[※]確保策を実施した場合（例、広告料収入など）

効果額 = 収入額

例、令和元(2019)年度から市発行のパンフレットへの広告掲載を新たに開始し、令和元(2019)年度に 100 万円、令和 2(2020)年度に 150 万円の広告料収入があった場合

【効果額】

令和元(2019)年度：100 万円 令和 2(2020)年度：150 万円

③ 市有資産を売却した場合（未利用土地や保有株式の売却など）

効果額 = 売却額

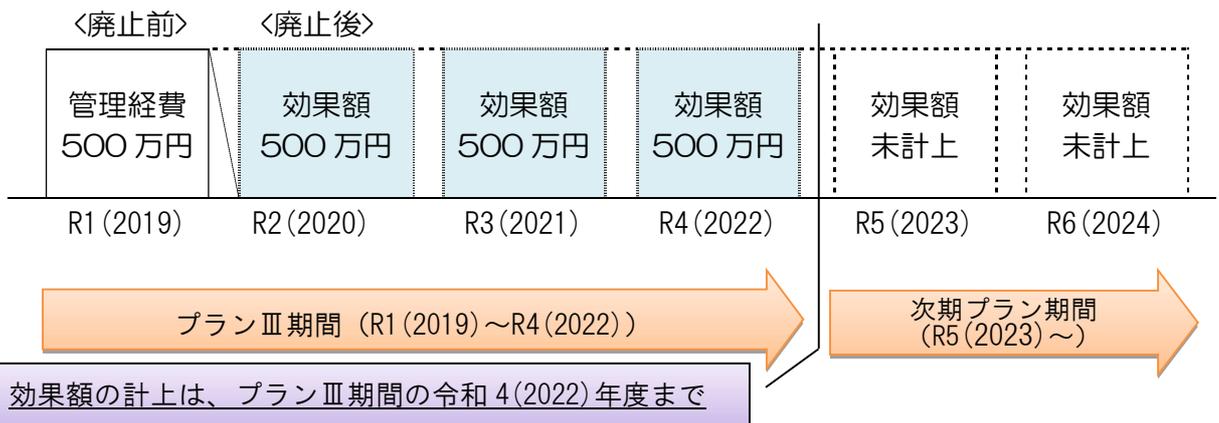
例、令和元(2019)年度に市保有で未利用の土地を 3,000 万円で売却した場合

【効果額】

令和元(2019)年度：3,000 万円

プランの期間中における新規取組については、当該期間中に限り、効果額を計上し、次のプランの期間にまたがって計上しません。

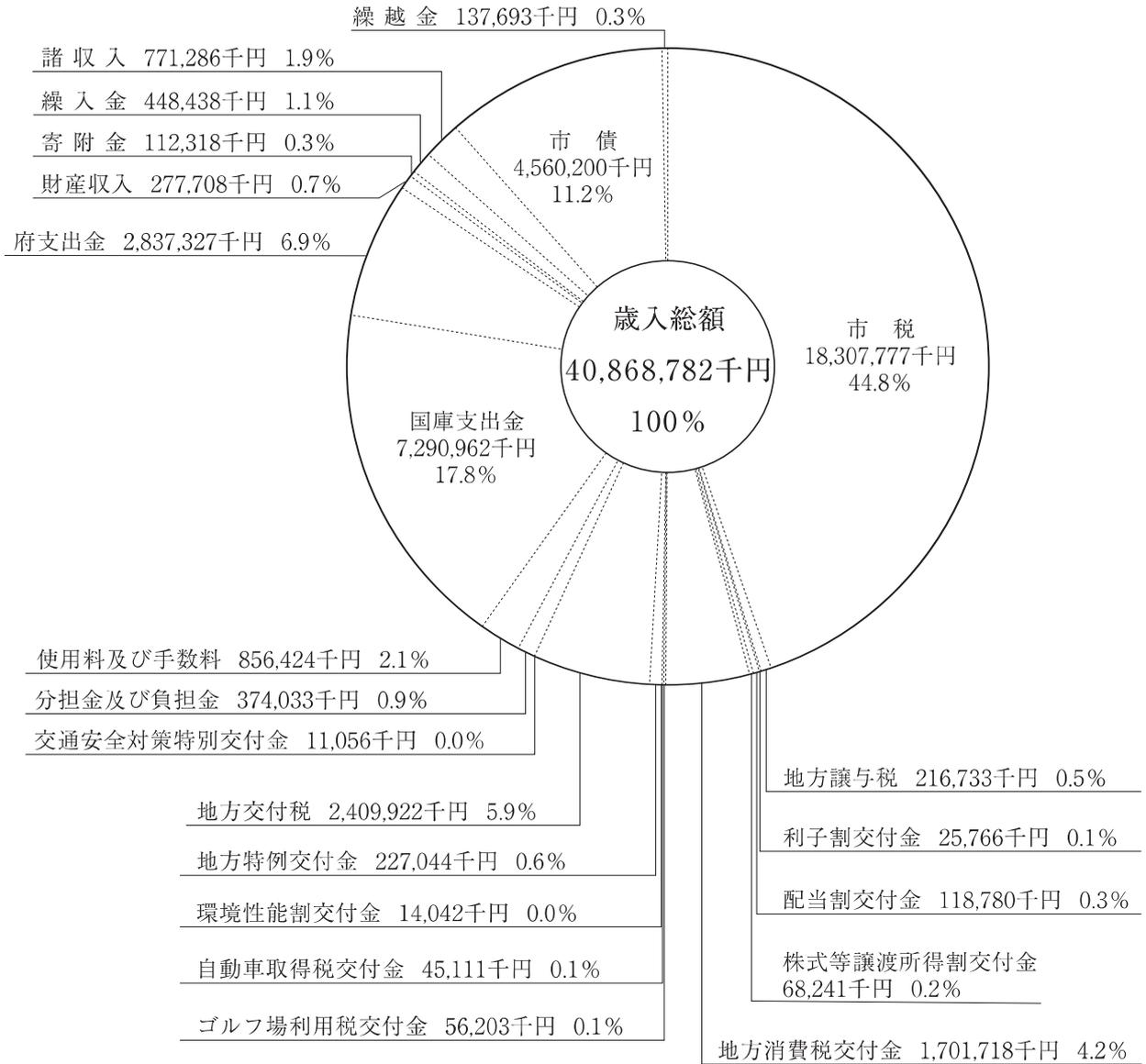
例、令和元(2019)年度末に施設を廃止した場合



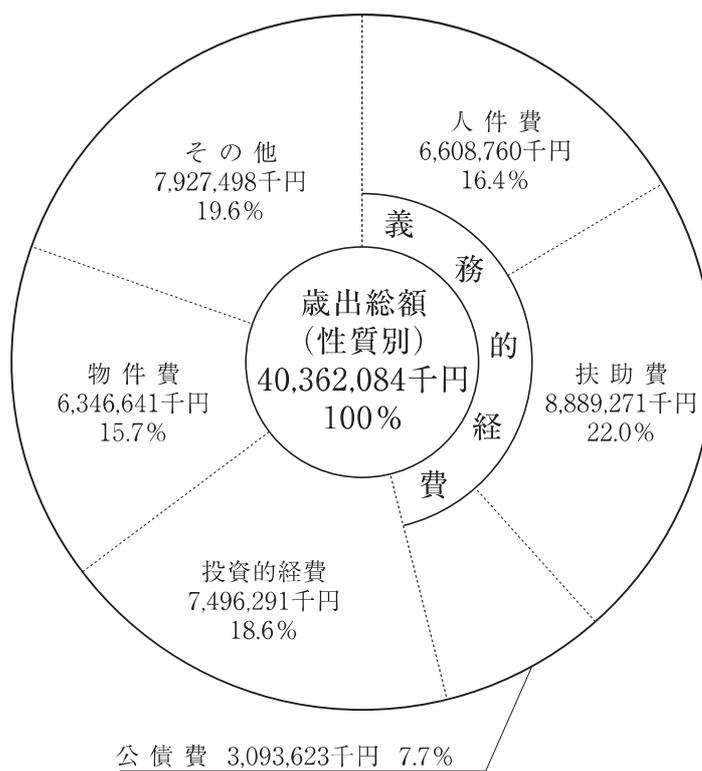
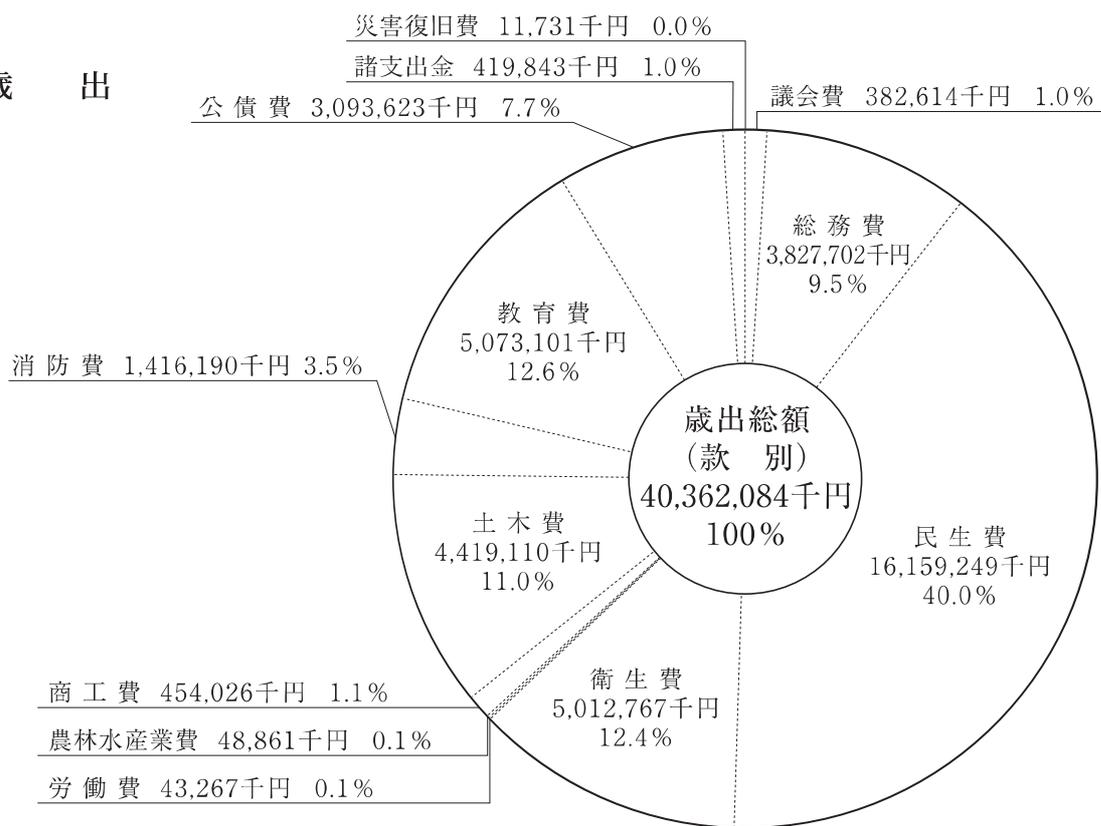
参考資料 2

令和元年度一般会計決算構成比グラフ

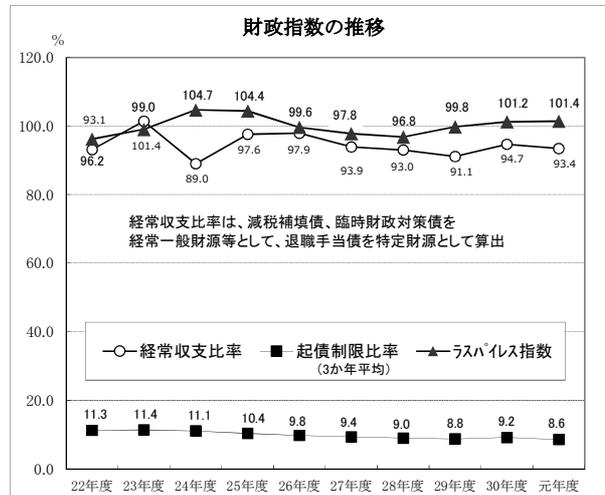
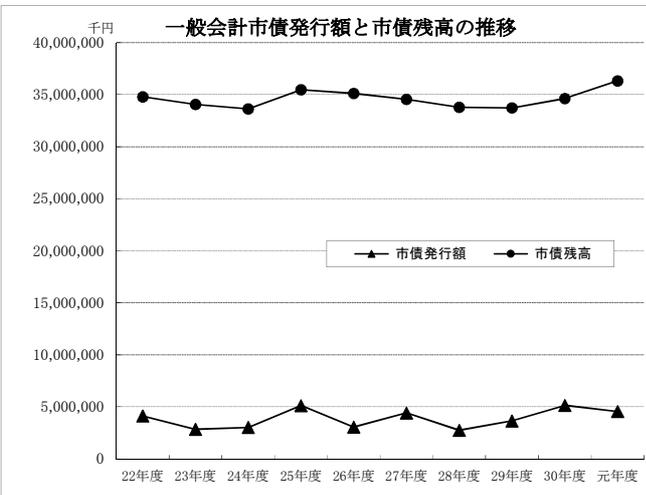
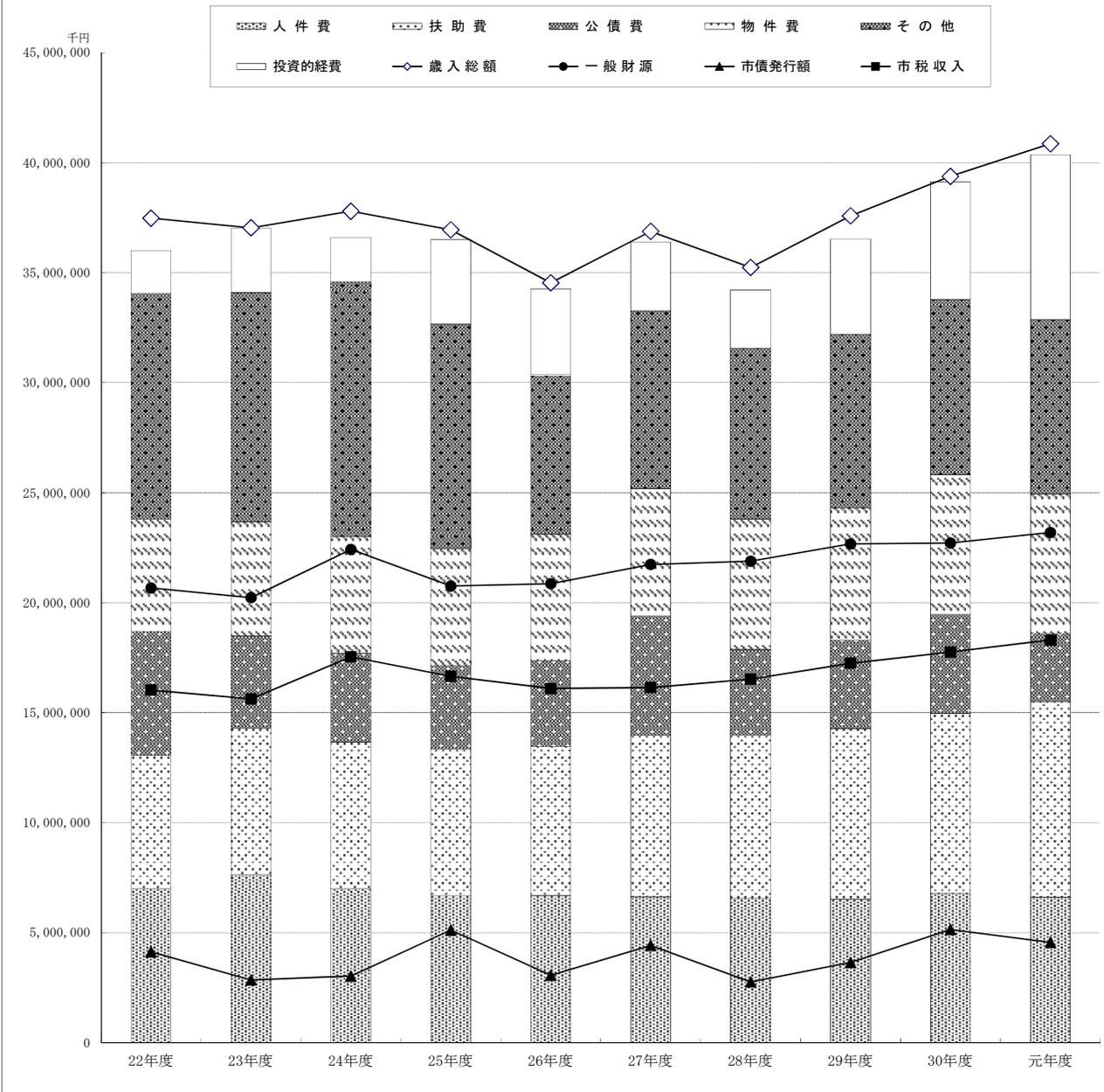
歳 入



歳 出



一般会計性質別決算推移グラフ



※令和元年度の数値は速報値

【資料】用語解説

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|-----------------|---|-------|
| あ行 | | |
| 池田くらしの情報 | 「広報いけだ」に掲載の記事から在住外国人向けに抜粋し、多言語に翻訳した冊子のことで、2か月に1度発行しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の5言語で作成しています。 | 8 |
| 一般会計 | 市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことです。 対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。 | 2、3 |
| 大阪発“地方分権改革”ビジョン | 大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことです。 | 20 |
| 大阪府域地方税徴収機構 | 個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町により構成される組織のことです。 | 17、20 |
| 公の施設 | 地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するものをいいます。 | 12 |
| か行 | | |
| 会計年度任用職員 | 地方公共団体においていわゆる非正規職員として任用される「非常勤職員」と「臨時的任用職員」の法上の任用根拠などが曖昧であったため、任用にあたってのルールや身分、待遇などについて、「同一労働同一賃金」などの観点も踏まえながら明確化、適正化することを目的として設置する職員のことでです。 | 4、18 |
| 観光大使 | 本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。 本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。 | 8 |
| 基幹系システム | 住民情報システム全般のことです。 | 22 |
| 共同利用施設 | 大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集いや学習などの場として設置した施設のことです。 | 13 |
| 暮らしの便利帳 | 本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことで、平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月に発行し現在に至ります。 株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世帯に配布されました。 | 6、8 |
| グラフィけだ | 本市の地図のことです。 公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載した刊行物で、主に転入者に配布しています。 | 6 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|-------------|--|---------|
| 形式収支 | 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のこと、年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。 | 2、4 |
| 経常収支比率 | 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。 税などに代表される経常的に収入される財源で用途が自由なもの（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。 ◎経常収支比率（％） ＝〔経常経費充当一般財源〕 / 〔経常一般財源〕 ×100 | 2、3 |
| 権限移譲 | 住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。 | 20 |
| 現年徴収率 | 現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことをいいます。 対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。 | 16 |
| 公共施設等総合管理計画 | 公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。 | 13 |
| 公的個人認証 | インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。 マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。 | 23 |
| 声の広報 | 視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもののことで、市民ボランティアにより作成されています。 池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。 | 8 |
| 個別施設計画 | 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。令和2（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿命化計画に必要な事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。 | 13、14 |
| さ行 | | |
| 債権管理条例 | 本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のこと、債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。 | 16、17 |
| 財政調整基金 | 経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。 | 2、3 |
| 歳入 | 国または地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことです。 内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。 | 2、15、18 |
| 再任用職員 | 定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員のことです。 | 9 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|------------|---|-------|
| 実働職員数 | 本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。 | 2、3 |
| 指定管理者 | 「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。 地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。 | 11、12 |
| 事務事業評価 | 本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にしなが、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。 | 14 |
| 住民情報システム | 主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムのことです。 | 22 |
| 情報セキュリティ監査 | 情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。 | 23 |
| た行 | | |
| 滞納管理システム | 滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムの事です。 このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。 | 16 |
| 多言語版生活ガイド | 転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を掲載しているガイドブックの事です。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ふりがな付きの日本語の4言語で作成しています。 | 8 |
| 地域分権制度 | 市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度の事です。 協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。 | 10 |
| 長寿化計画 | 今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画の事です。 | 14 |
| 低区配水池 | 昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水を送っていました。 配水池とは、浄水場から送られた水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校になどにお届けする施設の事です。 | 13、15 |
| 都市計画法施行条例 | 市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例の事です。 開発許可は平成22年に大阪府から権限移譲された事務であり、この条例によりさらに手続の合理化、迅速化を図ることができます。 | 21 |
| 都市再生整備計画 | 地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画の事です。 | 13 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|---------------|---|-------|
| 豊能地区広域観光推進協議会 | <p>地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことです。</p> <p>【会 員】 能勢町、豊能町、豊中市、池田市 【賛助会員】 池田市観光協会、箕面市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会 【特別会員】 大阪府、公益財団法人大阪観光局、公益財団法人関西・大阪21世紀協会</p> | 19 |
| 豊能地区市長・町長連絡会議 | <p>豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に関連ある事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことです。</p> | 19 |
| な行 | | |
| 内部情報系システム | <p>自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことです。</p> | 22 |
| 任期付短時間勤務職員 | <p>原則3年の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取得する職員の代替にあたる職員のことです。</p> | 16 |
| は行 | | |
| 働き方改革 | <p>「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する中で、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すための取組のことをいいます。</p> | 2、4 |
| パブリックコメント手続 | <p>行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことを指し、「意見公募手続」ともいいます。本市では「池田市みんなで作るまちの基本条例」や「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。</p> | 10 |
| 原田処理場 | <p>大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町）における各市町の一部もしくは全ての下水を集約処理して猪名川に排水している施設のことです。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています）</p> | 14、15 |
| ファシリテーター | <p>グループや組織で物事を取り組むとき、中立的な立場から、スムーズな進行の舵をとり、より良い結論へと到達するように導いていく役割を担う人のことです。</p> | 5 |
| ふくまる教志塾 | <p>本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生及び社会人に対して、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことです。</p> | 7、23 |
| 普通会計 | <p>一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。</p> | 4 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|-------------|---|----------|
| フューチャー・デザイン | 仮定の将来世代の立場で議論を行い、意見を代弁することによって、将来世代の利益も反映した長期的なビジョン設計・意思決定を可能とする手法です。 | 5 |
| 法定外公共物 | 里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のことです。対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。 | 18 |
| 北摂市長会 | 豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市間の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議のことです。 | 19 |
| 母子健康管理システム | 母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムのことです。 | 22 |
| ま行 | | |
| まちづくり出前講座 | 市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座のことです。10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めで開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。 | 8 |
| ら行 | | |
| 立地適正化計画 | 人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画のことです。 | 13 |
| 類似団体 | 人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市のことです。箕面市、守口市、沖縄市、小樽市などがあります。 | 4 |
| A~Z | | |
| AI | アーティフィシヤル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。 | 10、11、21 |
| e-lkeda_s | 全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版のことです。 | 7、23 |
| ESCO事業 | エネルギー・サービス・カンパニー事業の略称で、顧客の光熱水費削減に必要な投資の全てまたは一部を事業者が負担して経費削減を実施し、これにより実現した経費削減実績から一部を報酬として受け取る事業です。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減で賄うことが基本となります。 | 14 |
| GIS | 地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことです。 | 21 |
| ICT | インフォメーション アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称です。通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。 | 11 |

| 用語 | 解説 | 記載ページ |
|---------|---|----------|
| lkeda_s | 全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことです。 | 7、23 |
| PayB | 電子決済サービス的一种で、払込票に印刷されたバーコード等をスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、事前に登録した銀行口座から支払いを行うアプリのことです。 | 16 |
| RPA | ロボティック・プロセス・オートメーションの略称です。デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するもので、人間が同じ作業を行う場合と比べてコストやミスの削減が期待されます。 | 10、11、21 |
| SNS | ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことです。FacebookやTwitterが代表例です。 | 7、8、22 |



令和2（2020）年10月 発行

池田市行財政改革推進プランⅢ

令和元年度 最終報告

発行 池田市

編集 池田市総合政策部行財政改革推進課

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1番1号

TEL：072-754-7003（直通）

HP：<http://www.city.ikeda.osaka.jp/>

E-mail：gyokaku@city.ikeda.osaka.jp